

議案第97号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部  
を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市  
条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、<u>法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める 施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2号。以下「設備運営基準」という。）（第 二 二後段、第四 九後段、第五（五 8 を除く。）、第七、第八 三、第八 五及び 第八 八を除く。）に定めるところによる。</p>	<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、<u>法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労 働大臣が定める施設の設備及び運営に関す る基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚 生労働省告示第2号。以下「設備運営基準 と</p> <p>いう。）（第二 二後段、第四 九後段、 第五（五 8を除く。）、第七、第八 三、 第八 五及び第八 八を除く。）及び就学前 の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第3条第2項及び 第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部 科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の 設備及び運営に関する基準の一部を改正す る件（令和4年内閣府・文部科学省・厚生 労働省告示第2号）<u>附則第2項</u>に定めると ころによる。</p>

<p>(地方裁量型認定こども園に係る要件)</p> <p>第14条 設備運営基準第一 三に規定する地方裁量型認定こども園（以下「地方裁量型認定こども園」という。）は、第3条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 設置者（設置者が法人である場合においては、アに限り、当該法人の役員）が次のいずれにも該当すること</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第44条第1項において準用する同法第40条第1項第2号から第6号までの</u>いずれにも該当しないこと</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p>	<p>(地方裁量型認定こども園に係る要件)</p> <p>第14条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第36条第4項各号の</u>いずれにも該当しないこと</p> <p>〔イ・ウ 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。